

第47号議案

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部改正について

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

延滞金の割合の改定を行うため提案する。

## 蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。